

# 水痘（水ぼうそう）予防接種に関する説明書

## 1. 水痘（水ぼうそう）ワクチンとは

お母さんから赤ちゃんへプレゼントした病気に対する抵抗力（免疫）は、少しずつ自然に失われていくため赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要がでてきます。これに役立つのが予防接種です。

水痘（水ぼうそう）の原因となるウイルスの毒性を弱めた生ワクチンで、これを接種することによってその病気にかかった場合と同じように抵抗力(免疫)ができます。

また、水痘（水ぼうそう）患者に接触した場合、3日以内にワクチンを接種すれば、発症を予防できるとされています。

※ただし、既に水痘（水ぼうそう）にかかったことがある人は対象外です。

また、以前に水痘（水ぼうそう）ワクチン予防接種を受けたことがある人は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなします。

### 【定期予防接種スケジュール】

◆1歳～3歳になる前日までに3月以上の間隔をおいて、2回接種。

○初回接種（1回）：標準として、1歳から1歳3カ月になる前日までに1回接種。

○追加接種（1回）：初回接種終了後、標準として6月から12月に至るまでの間隔をおいて1回接種。

※輸血又はガンマグロブリン製剤の投与を受けたことがあるお子さんの接種時期についてはかかりつけ医と相談してください。

## 2. 病気の説明

水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹ウイルスの直接接触、飛沫感染、空気感染によって起こる病気で、伝染力の強い感染症のひとつです。潜伏期間（通常13～17日）を経て、発熱と共に全身に小さな赤い発疹（ほっしん）ができ、頭髪部も含め、全身に広がります。強いかゆみも伴います。赤い発疹が、水ぶくれ・黒いかさぶたになり、治癒します。合併症としてまれに脳炎や肺炎、皮膚の重い細菌感染症等があります。

妊婦が妊娠早期にかかると、先天性水痘症候群、分娩直前・直後では新生児に先天性水痘のおそれがあります。

## 3. 水痘（水ぼうそう）ワクチンの副反応について

ワクチンの添付文書によると、発熱、発疹、接種部位の赤み・腫れ・しこり等です。まれに接種直後から翌日にかけて過敏反応（発疹・じんましん・皮膚の赤み・かゆみ・発熱等）が現れることがあります。

また、これまでの水痘ワクチンの副反応のデータから、アナフィラキシー様症状、急性血小板減少性紫斑病などの副反応がまれに生じる可能性もあります。

ワクチン接種者の約20%は、後に水痘（水ぼうそう）にかかることがありますが、もしかかっても軽くすむとされています。

#### 4. 健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものかの因果関係を専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

#### 5. 予防接種を受ける前の注意事項

**予防接種は体調の良いときに受けるのが原則**です。日頃の体質、体調など健康状態を知っておくようにしましょう。

- ①受ける予定の予防接種の効果や副反応、健康被害救済制度について説明書をお読みいただき、理解した上で接種をお受けください。**わからないことがある場合は接種を受ける前に質問しましょう。**
- ②他のワクチンを接種した場合、その後の接種間隔を各予防接種説明書で確認してください。
- ③当日はお子さんの健康状態をよく観察し普段とかわりないことを確認しておいてください。体調が悪いと思ったら、かかりつけ医に相談の上、接種するかどうか判断するようにしましょう。
- ④予診票は接種をする医師への大切な情報ですので、責任を持って記入してください。
- ⑤母子健康手帳を必ずお持ちください。

#### 6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①接種後 30 分は急な副反応がみられることもありますので、接種会場でお子さんの様子を観察してください。
- ②微熱、接種局所の発赤・腫れ・しこり、発疹など認められることがありますが、通常の免疫反応であり、数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。  
接種局所のひどいはれ・高熱・ひきつけなどの強い副反応の症状がありましたら、医師の診察を受けてください。また、診察の結果につきましては下記の市町村担当課までご連絡ください。
- ③入浴は差し支えありませんが、注射した部分をこすらないようにしてください。
- ④接種当日は、はげしい運動は避けてください。
- ⑤ワクチン接種後、②のような副反応に注意し、また、他のワクチンを接種する場合は、注射生ワクチン（MR、おたふくかぜ等）を接種する場合に限り、27 日以上の間隔をあける必要があります。

令和6年度版  
茂原市長生郡医師会  
長柄町 福祉課